印鑑登録をする方へ

印鑑の登録は、直接個人の利害に結びつくため、特に慎重な取り扱いをしています。

印鑑登録をする方は、次のことに注意して余裕を持って手続きをしてください。

【登録できる方】

登録できるのは、市内に住所があり、住民基本台帳に記録されている15歳以上の方です。（意思能力を有しない方を除く）

【登録するには】

登録を必要とする本人が、登録する印鑑と本人確認書類を持参し、申請するのが原則です。

ただし、本人が病気やその他やむをえない理由で、自ら申請できないときは、本人の自署、押印した「委任の旨を証する書面（委任状または代理人選任届）」（ひな形は市ホームページに掲載しています）と、本人の印鑑、本人・代理人の健康保険証等を持参して、代理人が申請することもできます。

※印鑑によっては登録できないものもありますので、詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください

※マイナンバーカードをお持ちの場合は、印鑑登録証の機能をマイナンバーカードに載せることができますので、お問い合わせください

【登録申請の確認、印鑑登録証の交付】

登録の申請をすると、本人確認および本人の意思による登録であるかを確認するため、本人あてに、郵送で文書照会します。

本人がその回答書、登録する印鑑、本人の健康保険証等を持参した場合、印鑑登録証（黄色いカード）を交付します。

なお、代理で交付を受ける場合は、回答書、登録する印鑑、委任状（代理人選任届）と本人・代理人の健康保険証等が必要となります。

■即日印鑑登録できる場合

本人が自ら登録申請する場合、次のいずれかの方法で本人と確認できるときは、即日で印鑑登録できます。

▽マイナンバーカード、官公署発行の顔写真付免許証、許可証、または証明書（運転免許証、パスポート等）を持参したとき

▽すでに印鑑登録をしている本人以外の方が、印鑑登録申請書の保証書欄に自署し、登録印を押印したうえで、申請者が本人であると保証したとき（保証人が小金井市以外にお住まいの場合は保証人の印鑑登録証明書1通が必要です）

【印鑑登録証明書の交付】

印鑑登録証（黄色いカード）をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

印鑑登録証の機能を載せたマイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で暗証番号の確認が必要ですので、本人がマイナンバーカードを持参してください。

※なお、印鑑登録証をお持ちにならないときや申請書の記載に誤りがあるときには、発行できません

【保管にはご注意を】

印鑑登録証は、登録印鑑と別々に保管するなど、財産と権利を守るためにも大切に取り扱ってください。紛失したときは、直ちに届け出をしてください。また、登録印鑑を紛失したときも、忘れずに届け出をしてください。

【コンビニ交付サービス】

コンビニ交付サービス対応店舗では、マイナンバーカードで印鑑登録証明書を取得できます。すでに印鑑登録証をお持ちの方は、事前に印鑑登録証の機能をマイナンバーカードに移行する申請が必要です。

――◇共　通◇――

問市民課市民係（市役所第二庁舎1階☎042－387－9830）

	マイナンバーカード	印鑑登録証（黄色いカード）
証明書交付場所	コンビニ交付サービス対応店舗、市民課	市民課
証明書手数料	コンビニ交付サービス対応店舗＝200円、市役所窓口＝300円	300円
証明書交付時の必要事項	マイナンバーカード、暗証番号の入力（市役所で取得する場合は申請書の記入も必要）	印鑑登録証、申請書の記入
証明書交付を受けられる方	本人のみ	本人または代理人

引っ越しのシーズンです

住所異動の届け出を忘れずに

〈住所の異動〉

引っ越しをしたときは、届出期間内に住所の異動の届け出が必要です。

在留カード等をお持ちの外国人の方も届け出が必要となります。

転入・転居・国外への転出の届け出の際は、マイナンバーカード（住基カードを含む）を取得済みの方は必ずお持ちください。

なお、2月下旬～5月下旬は、窓口が大変込み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

【転出届】

ほかの市区町村に引っ越しする場合は、引っ越し日と引っ越し先が決まり次第、あらかじめ届け出てください。

急な引っ越し等で事前に届け出ができない場合には、引っ越し日から14日以内に届け出をしてください。郵送でも手続きできます。

引っ越し先が国内であれば、「転出証明書」を交付します。

なお、マイナンバーカード（住基カードを含む）の交付を受けている方は、転出証明書の交付が不要な、特例転出ができます。ただし、引っ越し日から14日を経過している場合は、特例転出はできません。

【転入届】

小金井市に引っ越してきたときは、前住所地で転出証明書の交付を受け、引っ越してきた日から14日以内に届け出てください。

【転居届】

市内で住所を変えたときは、新しい住所に住み始めた日から14日以内に届け出てください。

〈その他の届け出〉

住所の変更はないものの、世帯主が変わったり、生計が別だった人が同一世帯になったときなどは、14日以内に届け出てください。

〈届け出ができる方〉

本人または小金井市で同一世帯の方（転居届は転居後に同一世帯の方）

※これ以外の第三者が行う場合には委任状が必要となります

問市民課市民係（☎042－387－9830）

なりすまし防止のため本人確認にご協力を

市民課（市役所第二庁舎1階）での手続きの際には、第三者による虚偽の届け出や証明書の不正取得を防止するため、来庁した方の本人確認を実施しています。運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、顔写真付き住基カード等をお持ちください。

なお、保険証等の顔写真がないもの1点のみでは、手続きが完了しない場合があります。その際は、口頭での質問や照会書による本人確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

問市民課市民係（☎042－387－9830）

マイナンバーカードがあれば住民票や税証明等がコンビニで取得できます

取得できる証明書等

【住民票】

対本人および同一世帯にいる方

【印鑑登録証明書】

対本人※マイナンバーカードに機能を移行した方に限る

【戸籍謄本・抄本（除籍、改製原を除く）、戸籍の附票】

対小金井市が本籍の、本人および同一戸籍にいる方※小金井市に住民登録のない方は、事前登録が必要

【課税（非課税）証明書】

対賦課期日時点（当該年度の1月1日）および現在も小金井市に住民登録がある方※▽現在取得できるのは、本人の令和4年度分に限る▽本人による申告がない場合や税額に変更等がある場合は、発行できないことがあります

取得場所

全国のセブン－イレブン、ローソン（ローソンストア100は除く）、ファミリーマート、ミニストップ等のマルチコピー機

利用時間

午前6時30分～午後11時（年末年始・設備点検時等を除く）

手数料

▽戸籍謄本・抄本1通450円

▽それ以外1通200円

注意事項

▽マイナンバーカードは、利用者証明用電子証明書が搭載されたものに限ります。利用にはマイナンバーカードの暗証番号が必要です

▽すでに住民基本台帳カードでコンビニ交付サービスを利用されている方も、引き続き証明書（住民票、印鑑登録証明書に限る）が取得できます

――◇共　通◇――

問市民課市民係（市役所第二庁舎1階☎042－387－9830）、市民税課諸税係（同3階☎042－387－9820）